

2020年6月

監査上の主要な検討事項(KAM)

弁護士 乙黒 亮祐

2018年7月の監査基準の改訂により導入された監査上の主要な検討事項(KAM)は、監査報告書の記載に関する事項であるが、有価証券報告書等の作成実務にも影響を与えるピックアップが含まれている。監査上の主要な検討事項の記載は、2020年3月決算に係る監査報告書から早期適用が可能であり、2021年3月決算からは強制適用されるため、準備の必要性が高まっている。本ニュースレターでは、監査上の主要な検討事項について、企業による開示との関係を中心に、その内容を概観する。

1 概要

近年の大手上場企業や上場間もない企業における不正会計事案等を契機として会計監査の信頼性が改めて問われている状況にある。こうした背景の下、金融庁では、2016年3月に公表された会計監査の在り方に関する懇談会の提言(一会計監査の信頼性確保のために「会計監査の在り方に関する懇談会」提言)を受け、「監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)」の策定(2018年3月)や、監査法人のローテーション制度に関する調査(2018年7月に第一次調査報告を、2019年10月に第二次調査報告を公表)等、会計監査の信頼性確保に向けた取組みを進めてきた。この提言においては、会計監査に関する情報提供を充実させる必要性についても指摘されており、特に、諸外国で進められている「監査報告書の透明化」について我が国でも検討を進めるべきであるとされていた。

主に世界的な金融危機を契機に、会計監査の信頼性を確保するための取組みの一つとして、監査意見を簡潔明瞭に記載する枠組みは維持しつつ、監査人が当年度の財務諸表の監査において特に重要であると判断した事項(いわゆる「KAM(Key Audit Matters)」)。以下「監査上の主要な検討事項」という。)を監査報告書に記載する監査基準の改訂が国際的に行われてきている。

このような動向を踏まえ、金融庁における企業会計審議会及び同監査部会は、2017年9月から監査上の主要な検討事項の導入等を内容とする監査基準の改訂について審議を行い、2018年7月に「監査基準の改訂に関する意見書」(以下「意見書」という。)を公表し、監査基準の改訂を行った。意見書を踏まえ、2018年11月には、「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令及び企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」が公布・施行された。また、日本公認会計士協会より、監査人が監査上の主要な検討事項を記載するに

あたつての実務指針として、「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」が 2019 年 2 月に、「監査報告書に係る Q&A」(以下「監査報告書 Q&A」という。)が 2019 年 7 月に公表された。さらに、日本監査役協会より、監査上の主要な検討事項の円滑導入に向けた、監査役、監査役会、監査等委員会又は監査委員会(以下「監査役等」という。)の実務支援ツールとして、「監査上の主要な検討事項(KAM)に関する Q&A 集」(以下「KAMに関する Q&A 集」という。)が公表されている(最新版(統合版)の公表は 2020 年 6 月)。

意見書では、監査上の主要な検討事項は、監査人が実施した監査の透明性を向上させ、監査報告書の情報価値を高めることにその意義があり、これにより、①財務諸表利用者に対して監査のプロセスに関する情報が、監査の品質を評価する新たな検討材料として提供されることで、監査の信頼性向上に資すること、②財務諸表利用者の監査や財務諸表に対する理解が深まるとともに、経営者との対話が促進されること及び③監査人と監査役等間のコミュニケーションや、監査人と経営者間の議論をさらに充実させることを通じ、コーポレート・ガバナンスの強化や、監査の過程で識別した様々なリスクに関する認識が共有されることによる効果的な監査の実施につながること等の効果が期待されるとされている。

2 監査上の主要な検討事項の内容

監査上の主要な検討事項とは、監査を実施した公認会計士又は監査法人が、当該監査の対象となった事業年度に係る財務諸表等の監査の過程で、監査役等と協議した事項のうち、監査及び会計の専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項をいう。

(1) 適用範囲

(ア) 監査上の主要な検討事項の記載を求める監査報告書の範囲

監査上の主要な検討事項を記載しなければならない監査報告書の範囲は、監査証明を受けようとする者が、金融商品取引法(以下「金商法」という。)に基づく有価証券報告書を提出しなければならない会社(非上場会社のうち資本金 5 億円未満又は売上高 10 億円未満かつ負債総額 200 億円未満の会社は除く。)であつて、当該者が提出する有価証券届出書(訂正届出書を含む。)又は有価証券報告書(訂正報告書を含む。)に記載された財務諸表に添付される監査報告書となる。これに該当しない場合であっても、任意で監査上の主要な検討事項を記載することはできる。

なお、新規上場の場合、取引所に提出する新規上場申請のための有価証券報告書(I の部)に含まれる財務諸表に対しては、取引所の上場規程により、金商法第 193 条の 2 の規定に準ずる監査が求められており、厳密には金商法に基づく監査ではない。ただし、取引所による上場承認後、金商法に基づき、ほぼ同内容の有価証券届出書の提出が必要となるため、取引所に提出する上場申請書類に含まれる監査報告書は、後日提出が予想される金商法に基づく監査報告書と同様であることが想定されている。金商法に基づき EDINET に掲載される有価証券届出書に含まれる財務諸表の監査は金商法監査となるが、この時点では当該会社は上場会社ではないため、監査報告書に監査上の主要な検討事項の記載が求められるかどうかは、上場申請直前事業年度を最終事業年度として、非上場会社向けの金額基準に照らして判断されることとなる。なお、上場後最初に提出する有価証券報告書に添付される監査報告書には、会社の規模にかかわらず、監査上の主要な検討事項の記載が求められる。

(イ) 会社法上の監査報告書における取扱い

会社法上の監査報告書における監査上の主要な検討事項について、監査部会の審議では、株主等と企業との間の対話の実効性を高める観点から、株主総会前に監査上の主要な検討事項が提供されることが望ましいことや、金商法監査と会社法監査は実務上一体として実施されることを踏まえれば、双方の監査報告書において監査上の主要な検討事項を記載すべきとの指摘があった。その一方で、制度導入当初においては、記載内容についての監査人と企業の調整に一定の時間を要すると想定されることから、現行実務のスケジュールを前提とすれば、会社法上の監査報告書に記載するには課題があるとの指摘もあった。このため、監査部会では、当面、金商法上の監査報告書においてのみ監査上の主要な検討事項の記載を求めることとしている。会社法上の監査報告書においても任意で監査上の主要な検討事項を記載することは可能である。

なお、KAM に関する Q&A 集では、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組みが議論されていることを踏まえ、今後の動向を注視していく必要がある旨が記載されており、会社法上の監査報告書への監査上の主要な検討事項の記載の導入については、2019 年 12 月に改正された会社法に基づく電子提供制度(公布の日(2019 年 12 月 11 日)から起算して 3 年 6 カ月を超えない日として政令で定める日から施行)の導入に向けた議論とあわせて議論が進展する可能性もあるものと考えられる。

(2) 適用時期

監査上の主要な検討事項は、2021 年 3 月 31 日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の監査証明から適用することとし、早期適用時期を 2020 年 3 月 31 日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の監査証明としている。なお、米国においては、2019 年 12 月 15 日以後に終了する事業年度の監査から監査上の重要な事項(Critical Audit Matter(CAM))の記載が求められることから、指定国際会計基準に基づいて作成した連結財務諸表又は米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式及び作成方法により作成した連結財務諸表を米国証券取引委員会に登録している会社(米国上場会社等)については、2019 年 12 月 31 日以後に終了する連結会計年度及び事業年度の監査証明から適用することができる。

(3) 監査上の主要な検討事項と企業による開示との関係

(ア) 監査上の主要な検討事項の記載内容・非財務情報との関係

監査上の主要な検討事項の記載内容については、監査上の主要な検討事項の導入にあたっての実務上の課題を抽出するため、2017 年に日本公認会計士協会によって取りまとめられた「監査報告書の透明化 KAM 試行の取りまとめ」(以下「試行取りまとめ」という。)が参考になる。試行取りまとめは、企業 26 社と監査法人 7 法人に対する質問票を送付する方法で実施され、回答結果によると、選定された監査上の主要な検討事項の個数は、1 社当たり平均 2.61 個であり、上位 5 番までの選定された領域は、「資産の減損」、「企業結合に関する会計処理、のれんの計上及び評価」、「引当金・資産除去債務・偶発債務」、「収益認識」及び「資産の評価」となっており、経営者の見積りが重要となる項目が上位に並んでいる。

このような経営者の見積りが重要となる項目に関する、監査人の判断が記載される監査上の主要な検討事項と、経営者の判断が記載される有価証券報告書等における「事業等のリスク」や「経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析(MD&A)」における記載の関係については、2020 年 3 月に金融庁が公表した「記述情報の開示の充実に向けた研修会」における説明資料に記載されている以下の関係図が参考になる。

非財務情報

➤ 事業等のリスク

→事業を行うにあたって直面する様々なリスクを対象としており、会計上の見積りに関するリスクも包含



例えば、引当金の要件を満たす等、
会計上の見積りが可能と判断した事象

会計上の見積り

「経営者が」重要と考える会計の見積りについて、
MD&Aの「会計上の見積り」に記載
ただし、財務諸表注記を参照することも可能



財務情報

➤ 会計上の見積り

→財務諸表規則等や各種会計基準に従い注記
※注記する事項は、翌年度の財務諸表に及ぼす影響の
金額的な大きさとその発生可能性を総合的に勘案し
て企業が判断



監査人が監査役等と協議

「特に重要であると判断した事項」を監査上の主要な
検討事項(KAM)として監査報告書に記載(*)

(*) KAM 記載項目は会計上の見積りに限定されない。

記載事項については、経営者・監査役等・監査人の間で十分な
コミュニケーションが行われることが期待される。

(出所)金融庁「記述情報の開示の充実に向けた研修会」における説明資料

(イ) 未公表情報の取扱い

監査上の主要な検討事項の記載にあたり、会社の未公表情報に言及する必要がある場合が生じうる。

意見書では、企業に関する情報を開示する責任は経営者にあり、監査人による監査上の主要な検討事項の記載は、経営者による開示を代替するものではなく、監査人が監査上の主要な検討事項を記載するにあたり、企業に関する未公表の情報を含める必要があると判断した場合には、経営者に追加の情報開示を促すとともに、必要に応じて監査役等と協議を行うことが適切であるとされている。その際、企業に関する情報の開示に責任を有する経営者には、監査人からの要請に積極的に対応することが期待されるとされており、また、取締役の職務の執行を監査する責任を有する監査役等には、経営者に追加の開示を促す役割を果たすことが期待されるとされている。

また、監査人は、監査上の主要な検討事項の記載の判断を行うにあたり、監査上の主要な検討事項の記載により企業又は社会にもたらされる不利益と、当該事項を記載することによりもたらされる公共の利益を比較衡量することが求められるが、財務諸表利用者に対して、監査の内容に関するより充実した情報が提供されることは、公共の利益に資するものと推定されることから、監査上の主要な検討事項と決定された事項について監査報告書に記載が行われない場合は極めて限定的であると考えられるとされている。

もともと、意見書では、監査上の主要な検討事項の記載は、監査の内容に関する情報を提供するものであることから、監査人はその記載にあたり、企業に関する未公表の情報を不適切に提供することとならないよう留意する必要がある。監査上の主要な検討事項の記載の結果生じる可能性がある不利益の重要性に関し、経営者及び監査役等と適切な協議を行うことが有益であると考えられるとされている。また、意見書の内容を踏まえた監査報告書 Q&A においても、実務的には、監査上の主要な検討事項の記載をしないという決定には至らず、監査上の主要な検討事項の記述の仕方を工夫することで問題の解決が図られるものと考えられるとされている。

会社の未公表情報に言及する必要がある場合の具体的な対応策について、監査報告書 Q&A では、会社の未公表情報の中には、取扱いに注意を要するセンシティブな情報が含まれることがあり、そのような情報の中には、監査上の主要な検討事項において記載することが企業内容等の開示制度の目的から、監査基準に準拠する上で必要な範囲には入らないものもあることを前提に、例えば以下に掲げられた情報が監査基準に準拠する上で必要な範囲には入らないと一般的に考えられるとされている。その上で、監査上の主要な検討事項を記述するにあたり、このような情報の記載が必要かどうかはより慎重な検討が必要であり、監査人が経営者や監査役等と十分な協議を行い、利害関係者に誤った印象を与えないように記述の仕方や詳細さの程度を工夫することで対応を図ることが適切であるとされている。

監査基準に準拠する上で必要な範囲には入らないと一般的に考えられる情報

- 会社が取引先と守秘義務を負っているような情報(製造工程や製品に関する情報、特許申請に関連する情報、新製品の開発に関する情報、取引価格に関する情報等)
- 訴訟又は訴訟には至っていないが係争中の事案に関して、自己(会社)に不利益な影響を及ぼすほどに詳細な内容
- 会社の取引先等の第三者の権利を不当に侵害する内容

試行取りまとめの結果では、監査上の主要な検討事項と開示状況との関係について、会社の監査に固有の状況を記載しようとする、会社の未公表情報を記載せざるを得なかったとする割合が 28.2%に及んでおり、実際の運用にあたっては未公表情報の取扱いにおいて、意見書や監査報告書 Q&A を踏まえた監査人・監査役等・経営者間のコミュニケーションが必要となる場面は少なくないと考えられる。

3 今後の展望

監査上の主要な検討事項の記載は、企業情報の開示充実を目指す昨今の企業開示制度に係る一連の改正のうち、監査報告書の見直しの側面から焦点を当てたものと捉えることができるが、監査人だけでなく、監査役等や経営者にも役割が期待されているのが特徴的である。

また、2021年3月決算に係る監査報告書から強制適用となるが、円滑な導入に向けた早期の対応の必要性が監査部会の議事録をはじめとした各種資料に記載されており、監査上の主要な検討事項が記載された監査報告書が添付された2020年3月決算に係る有価証券報告書が、一定数提出されることが予想される。

早期適用を行った有価証券報告書の分析により、未公表情報の取扱いをはじめとした問題点について、監査人・監査役等・経営者間のコミュニケーションの具体的な在り方に関する分析と実務の集積が待たれることとなる。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
弁護士 乙黒 亮祐(ryosuke.otoguro@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。
 - Capital Markets Legal Update 発行責任者
弁護士 廣瀬卓生、吉井一浩、福田直邦